

昭和四十八年六月招集

第二回館山市議定会定例会會議録第一号

館山市議 会



目次

日時	.....	一
場所	.....	一
出席議員	.....	一
出席議員	.....	一
出席説明員	.....	一
出席事務局職員	.....	二
議事日程	.....	二
開會	.....	二
議長の報告	.....	二
議案の配付	.....	三
会議録署名議員の指名	.....	三
会期の決定	.....	三
日程の追加	.....	三
議長不信任動議	.....	三
提案理由の説明	.....	八
報告第一号、議案第四十八号、議案第五十六号（内容説明）	.....	九
休會	.....	一八
延會	.....	一八
本日の会議に付した事件	.....	一八

一、昭和四十八年六月十一日（月曜日）午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十八名

一 吉田 勇治郎	二 林 豊
三 流山 源次郎	四 鈴木 稔
五 近藤 好雄	六 栗原 一雄
七 渡辺 昭夫	八 石井 武敏
九 辻田 実	一〇 渡辺 軍治郎
一 藤田 益治	一 三 五十嵐 昇
二 伊賀 多朗	一 五 和田 一郎
三 辻井 謹爾	一 七 宮野 敏朗
四 安西 益男	一 九 島野 茂樹郎
五 君塚 喜三	二 一 鈴木 市蔵
六 田村 源治郎	二 三 菊井 敏博
七 西村 真次	二 五 安沢 徳順
八 飯田 義男	二 七 望月 照正
九 秋山 六三郎	三 〇 遠山 日木子
一、欠席議員 二名	
一 山本 昇	二 八 田中 祿郎
市 長 本間 讓	助 兼 団 体 長 事務 長 役 島 山 伝
収入 役 高木 哲三	秘 書 課 長 太 田 博 雄
人事 課 長 小沢 正治	企 画 課 長 伊 藤 幸 太 郎
庶 務 課 長 小倉 澄男	財 政 課 長 長 谷 川 広 治
兼 団 体 長 事務 課 長	兼 団 体 局 次 長

市民課長	佐野 甲子郎	稅務課長	越路 良夫
收納課長	横溝 功	商工觀光課長	鈴木 力
農産課長	石井 謀	水産課長	谷貝 茂生
保健課長	綱島 憲治	衛生課長	館石 勘治
土木課長	飯田 治男	交通課長	山口 一
兼建築課長	岩田 実	市民センター	羽山 房雄
(消防本部次長)	岩田 実	水道課長	大嶋 重義
福祉事務所長	斉藤 武男	兼衛生課長	沙崎 政光
教育委員	安田 豊作	教育委員	川上賢爾
教育委員	小宮 義夫	兼団体育局長	高 山 隆 男
学校教育課長	佐野 哲男	兼団体育局長	岩崎 一郎
教育委員	佐野 哲男	兼団体育局長	
社会教育課長		兼団体育局長	
監査事務所長	榎本 繁	農林委員	

一、出席事務局職員		事務局長補佐	脇田 元始
事務局長	高尾 豊	書記	鈴木 木哲
書記	兵藤 恭一	書記	川上 義雄
書記	渡辺 弘		
書記	福田 英雄		

一、議事日程(第一号)  
 昭和四十八年六月十一日午前十時開議  
 日程第一 会議録署名議員の指名  
 日程第二 会期の決定  
 報告第一号 財団法人館山市開発公社の経営状況  
 説明書の提出について  
 議案第四十八号 昭和四十八年六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

日程第三

議案第四十九号	館山市職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第五十号	館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第五十一号	館山市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第五十二号	館山市教育放送センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第五十三号	市道路線の認定について
議案第五十四号	市道路線の変更について
議案第五十五号	昭和四十八年度館山市一般会計補正予算(第一号)
議案第五十六号	昭和四十八年度館山市水道事業特別会計補正予算(第一号)

開 会 午前十一時三十一分開会

議長 の 報 告

〇議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十八名、これより昭和四十八年第二回市議会定例会を開会いたします。  
 〇議長(吉田勇治郎君) 本定例会議案審議のため地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり報告がございましたので御了承願います。  
 なお、監査委員より二月乃至四月実施の監査の結果が報告され

ております。それぞれお手もとに配付の印刷書により御了承願います。

この際おはかりいたします。季節も追々炎暑の候となりますので、当分の間略衣により会議を行ないたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって決しました。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって会期は六月十一日から六月十六日までの六日間と決定いたしました。

### 日程の追加

○議長(吉田勇治郎君) ただいま辻田 実君ほか五人から議長不信任の動議が提出されました。

副議長と交代いたします。

(議長退場、副議長議長席に着く。)

○議長(吉田勇治郎君) 議案の配付漏れはございませんか。配付漏れなしと認めます。

本日の会議はお手もとに配付の日程表により行ないます。

○副議長(秋山六三郎君) 議長と交代して暫時つとめます。よろしくお願ひいたします。

おはかりいたします。この際、ただいま提出されました本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

### 会議録署名議員の指名

○議長(吉田勇治郎君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

四番議員鈴木 稔君、一四番議員伊賀多朗君両君を指名いたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(秋山六三郎君) 御異議なしと認めます。よってこの際議長吉田勇治郎君不信任の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

### 会期の決定

○議長(吉田勇治郎君) 日程第二、会期の決定を行ないます。

本定例会の会期につき議会運営協議会の意見は、本六月十一日から六月十六日までの六日間といたすこととあります。

おはかりいたします。会期を六日間としますことに御異議ご

### 議案の上程

○副議長(秋山六三郎君) 本動議を議題といたします。朗読いたしましたして議案配付にかえます。

(書記朗読)

館山市議会議長不信任動議

### 議案の内容説明

〇副議長（秋山六三郎君） 提出者の説明を求めます。

九番議員辻田 実君御登壇願います。

（九番議員辻田 実君登壇） （拍手）

〇九番（辻田 実君） 館山市議会議長吉田勇治郎の不信任動議の趣旨説明をいたしたいと思います。

ただいま提案されましたように、まず第一に、吉田議長は今回秋山副議長が辞意の意向を持つことを察知いたしましたして、これを特定の会派にのみ伝達いたし、革新系議員六名に全く報告するところの義務を怠ったわけでございます。

副議長がいまだ副議長として議会に辞職届を出さないのにもかわらず、副議長の後任人選にあたりまして、その会議に参加していながら、議長としてこの行動を制止しなかったということも議会議長を踏みにじることはなほだしいことがあるわけでございます。

会派そのものが推薦することはかまいません。しかしながら、市議会として選出されたところの副議長が議会に承認されない中において、議長がこれを推薦する動きがあった場合、議長としてまだ副議長として辞任してないんだからやめてもらわなければいけないということで制止するのが市議会議長の任務でございます。このことは、私は県下多くの議会にしましても全く前例のないことでございます。館山市議会規則九十七条においては、副議長の辞任があった場合には直ちに議会に報告してそうしてそれをはからなければならぬということを書いてございます。

こうした手続を怠ったということについては、私は単なる過失また安易であったということでは済まされない基本的な問題がこ

こにあるというふうに考えられるわけでございます。その責任は明らかにしてもらわなければいけないということがまず第一点でございます。

第二点には、六月七日館山市民センターの会議室において開催されましたところの館山市議会に登録されているところのさつき会の総会に対して、議長の継続するかどうかという信任を問うたということでございます。

私は、日本じゅうどの議会においても議長の信任を特定会派だけで投票によって問うという前例は日本じゅうありません。全く民主主義から逸脱した行動を議長自身が取ったということでございます。私は、このことはさつき会内部の問題としては承知いたします。しかしながら、さつき会に問うとともに議会に対しても議長自身が信任を問うのが市議会議長としての任務であり、それが仁義であります。

今日、日本は仁義がすたれておるとか、モラルがないとかいふんなことをいいます。しかしながら、仁というものは人の道でございます。強い者が弱い者をいたわり、敵の將軍に対しては塩も贈るといふこれが日本流の仁義でございます。

まさしく、その仁を忘れたような行動を取るとは議会において全く私は容認できないところでございます。

キリスト教においては愛というものがございます。六人の革新系議員、会派が違うということでもって私は無視するような行動を議会議長自身が行なうということ、行なつたということについては、私は厳然たる批判をあびるべきものであります。

今日、日本の国会においては中村衆議院議長の退任に伴いまし

て前尾繁三郎衆議院議長が選出されました、テレビ、新聞でもって議長は一党一派に偏せず中立、公正に議会の立場に立って、議会の権威のもとにやるのが正しい道であると、かれは表明して何度となく繰り返してございます。最近のニュースでございます。

今、日本全国のあらゆる議会は、この最近におきますところの前尾さんの議長としての立場、そうして議会を守らなければならぬ。そして話し合いの場にしていこうという、この貫こうというものが全国において注目を集めているまっただ中でございます。

そういう中において、安易にこういうことが過ごされたのだということでもって私は済まされる問題ではございません。日本の民主主義、議会制民主主義、憲法の民主主義を育てようという中において、このことはただそれだけでもって済まされる問題ではございません。

私は、議長自身がさつき会にその信任を問うたと同じように、議会に対して自分自身が同じく信任を問うべく辞表を出すべきが私は筋道じゃないか。

先ほども、全国市議会議長会、関東市議会議長会。県市議会議長会から四年にわたって議長の功績は真に多大である旨の感謝の意と表彰状がなされたわけでございます。

私は、非常にこのような功績の上に立って、このようになされたことについては吉田議長そのものに対して全く惜しまれることでございます。

私は、そういう意味において吉田議長が議長としてその筋道を通していたくとも、館山市議会の筋道を通し、館山市議会の義を守る意味においても、私は議長自身が決断をしていただく

ことをここに要望するわけでございます。

三番目に、こうした時期にあたりまして、四年間にわたったということは全国、関東、県の市議会もこぞってその感謝の意を表しておるわけでございます。私は、この感謝の意に報いるべく今こそ館山市議会の人心を新たにして邁進していくことがいい時期じゃないかと思えます。全くその時期を得たものと思えます。

館山は交通安全宣言都市でございます。明るく正しい選挙を推進する宣言都市でもございます。こうしたものを推進していくにあたり、議会自身がえりをだだして、そうして市民と一体となって民主的を明るく館山をつくるのが今急務だろうと思っております。

賢明なる吉田議長自身の判断をもって辞任されることを私はあえてここに要望いたしまして、不信任動議にかえる次第でございます。

〇副議長（秋山六三郎君） 説明を終わりました。

御質疑願います。御質疑ございませんか。—御質疑なしと認めます。

### 委員会付託の省略

〇副議長（秋山六三郎君） おはかりいたします。

本動議については委員会の付託を省略いたしましたと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇副議長（秋山六三郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

## 討 論

○副議長（秋山六三郎君） これより討論を行ないます。反対討論から行ないます。

（六番議員栗原一雄君登壇） （拍手）

○六番（栗原一雄君） ただいまの議会における動議については、私は全国市議会議長会においても重要な役割を、役職を過去経験されており、館山市における益は多大なものであり、この動議については反対するものでございます。以上。

（一〇番議員渡辺軍治郎君登壇） （拍手）

○一〇番（渡辺軍治郎君） ただいま吉田議長不信任の趣意説明が提案者のほうからなされましたが、この議長不信任の動議に賛成する立場から討論を行ないます。

趣旨説明の中で、副議長の辞任が提出されないのかかわらずさつき会の中で議長が参加していながら後任副議長の人選をしている。こういうことが趣旨説明の中になりましたし、また議長がもう二年、過去四年議長の職にあるので、自分自身がこの会派の中で議長の信任を問うというふうなことをやっております。

こういうことは、当然副議長の人選にしましても、議長の信任にしましても、当然これは議会に議長としてはかるのがこれは当然であります。

ところが、こういう正規の手続を踏まずに一会派の中でこういう問題を処理したということは、議会制民主主義に反する問題であります。

こういうことがたまたま出てきたということは、これは過然で

はないと思います。議長の今までの独善的であり方がたまたまこういう形で出てきたわけでありまして、議長が四年間にわたって議長の仕事をやってきた中でも、議長がかなり私たちの目から見れば議会を、ここにも出されておりますように私物化するというような点では、この今回の問題だけではないと思います。

また、さらに吉田議長が議長に選任されたあとでも市民の中からは酒酔い運転で事故を起こしたような人物が、館山の市議会の議長をしているということでは恥ずかしいのではないかというようにそういう声もあつた。

私たちは、今まで吉田議長のもとに議会運営にたずさわってまいりましたけれども、このように議長が独善的に議長の信任を会派の中で問うということは、これは当然議長がすでに四年間やってきて、当然議会に対してその信任を問うのがこれが当然だと思えます。

議長自身もそういう考えでありますので、ここで改めて議長の信任を議会に問い、新しい刷新した議会運営をやっていくことが議会制民主主義をさらに発展させるものであると考えますので、この動議に賛成するものでございます。以上。

（二番議員林 豊君登壇） （拍手）

○二番（林 豊君） 私は、ただいまの動議に反対する立場から討論を行ないます。

反対動議の中で、議長はそのさつき会に出席して自分の信任を問うたというようないわれがおりますが、私はそういうふうに解釈をいたしません。

ただ、議長は議長としていかにあるべきかという自分の心情を

皆さんに発表をしたというだけであって、信任を問うたということには私は解釈しておりません。

(「信任投票があった」と呼ぶ者あり)

それからもう一つ、今、渡辺さんがおっしゃられましたけれども、われわれ二年間議会運営といたしましてその職責を全うしてまいったわけでございますけれども、議長が議会を私物化というようなところは私は懸念も無いと思います。

特に、議長は全国市議会議長会会長といたしまして、

(「会長じゃない、でたらめいな」と呼ぶ者あり)

非常にその職責は高く評価されました、ただいま表彰を受けたというような事実は私はきわめて普通なことであるというふうに考えられます。

やはり力をもって自分で自分の考えを皆さまに述べて、そうして皆さまの意思によって議会を運営していこうという非常に私は謙虚な気持ちで今までやっていると思います。

私は以上の理由からこれに対しては反対をいたしません。以上であります。

(二二番議員 田村源治郎君登壇) (拍手)

〇二二番 (田村源治郎君) 先般、さつき会の総会において市民会館を使用して、議長はただ参席したのみであって、総会として議長は役員でもなければ何でもないはずで、議長はただそこに座わられて議長としてそのときのあれは、私が議長としてわるい点を指摘してください。議長としてわるい点を指摘してください。いろいろな点をおしめますということを、信任といえは信任であるけれども、そういう

ことをいって皆さんどうですかと、今の議長は落ち度がない。前にはあったと。今は公平をもって無私してもらいたい。

それには、本人がいるからおせじを使うということであってはいかぬから、本当にみんなの気持をためしただろうかということ、信任でなくて、本人がいるからどうしてもおせじを使いたくなる。それなら、さつき会というものは党派が二つあるんだ。実際において昔は新生会、むつみ会それらの連中にあるいは吉田議長をよく思わない人もいるだろう。また、いろんなあれから本人の腹を出すより〇×において吉田議長今後議会全体をもってまじめにつとめてもらうということによって、さつき会の腹をさぐるということにおいてみんながさつき会から出された問題であって、心から吉田議長が私のわるいところをなおして、よりよく議長として皆さんにつとめさしていただきますという全体主義をもってやったことでたわいもない。

吉田議長は、今までより以上もって議事に精出していただきたということにいったわけであって、別にそれから何もかも参画するということもなく、行動したことはありませんでした。

ですから、新聞紙上あるいは曲解を招くことはそういうことでありましたから、皆さんに対してまた反対派の今出されたことに對して、私として反対さしていただきたいと思いません。

〇副議長 (秋山六三郎君) 他に討論ございませんか。— 討論なしと認めます。

採 決

〇副議長 (秋山六三郎君) これより採決いたします。本件につい

ては起立によりこれを行ないます。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(秋山六三郎君) 起立少数。よって本動議は否決されました。

議長と交代いたします。

(議長入場、議長席に着く)

○議長(吉田勇治郎君) 午前の会議はこれにて休憩いたします。午後は一時会議を再開いたします。

午後零時

休憩

午後一時三分

再開

○議長(吉田勇治郎君) 午後の出席議員数二十五名、休憩前に引き続き会議を開きます。

### 提案理由の説明

○議長(吉田勇治郎君) この際、本定例会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

(市長本間 譲君登壇) (拍手)

○市長(本間 譲君) ごあいさつ並びに提案理由の御説明を申し上げます。

本日、第二回定例市議会を招集し、当面する諸案件について御審議をお願いすることとしましたが、その前に一言お祝いのご挨拶を申し上げたいと存じます。

このたび、千葉県市議会議長会、関東市議会議長会並びに全国市議会議長会から吉田議長さんが正副議長としての永年勤続表彰

の光栄に浴され、また関東市議会議長会並びに全国市議会議長会から安西議員さん、島野議員さん、菊井議員さん、西村議員さん、望月議員さんがそれぞれ永年勤続表彰の光栄に浴されましたことはまことに御同慶にたえません。

今回、表彰されました方々は、地方自治の伸展のために常日多大な御尽力をされ、御苦勞されている方々であります。日頃の御尽力を感謝いたしますとともに心からお祝いを申し上げますと存じます。今後とも市勢伸展のため御支援と御協力をたまわりますようお願い申し上げます。

さて、本日提案しました案件は、報告関係で一件、一般議案関係で七件、補正予算関係で二件であります。その概要につきまして御説明申し上げます。

まず、報告関係としましては、財団法人館山市開発公社の経営状況についての報告をしようとするものであります。

次に、国民健康保険税条例の一部改正であります。本算定の結果、本年三月の予算議会において御説明申し上げましたとおり二四・九%の引き上げをせざるを得ないとの結論に相なり、そのための改正及び地方税法施行令の改正に伴います低所得者に対する国保税の軽減をはかるための改正をしようとするものであります。

次に、附属機関設置条例の一部改正であります。本市の水道事業の運営につきましては、水資源の確保と水道事業の一元化がぜひ必要であります。これらの事情をふまえて水道事業の運営に関する重要な事項を調査審議するため、附属機関として館山市水道事業審議会を設置しようとするものであります。

次に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正であります。これは第七十一回国会で国民の祝日に関する法律の一部が改正され、国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を休日としようとの改められました関係で、本市の条例の改正をしようとするものであります。

次に、館山市教育放送センター条例の一部改正であります。これは放送センターの敷地が分筆に伴う地番の変更であります。このほか、六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定並びに市道路線の認定及び変更があります。

次に、補正予算といまして、一般会計並びに水道事業特別会計の補正予算があります。

まず、一般会計補正予算の第一号につきましては、歳入歳出予算補正として今回百二十六万円追加をお願いしようとするものであります。

そのおもなものについて御説明申し上げますと、衛生費といまして水道事業審議会委員報酬並びに水道事業の統合化のための調査費として五十万円、教育費として北条小学校創立百年を記念して寄付申し込みのありました五十万円を財源といまして、同校の図書購入費を追加しようとするものであります。

また、債務負担行為として、排水路の清掃のための高圧洗浄車等借り上げ料として三カ年で限度額一千五百六十万円の追加を、さらに館山市開発公社にかかわる損失補償の限度額については十億円でありましたが、市が公社に委託する道路、橋梁工事委託費分として三億円を追加し、限度額を十三億円に変更しようとするものであります。

水道事業特別会計補正予算第一号としては、水道事業の統合、水資源の確保に関する調査費として当初予算において五十万円を計上しましたわけであります。これらの調査についてはひとり水道企業の問題のみではなく、市の総合計画にかかわる問題でありますので、一般会計に組みかえし、収益的勘定の支出について五十万円の減額しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、詳細につきましては関係課長からくわしく申し上げたいと存じますので、よろしく御検討をたまわりたいと存ずる次第でございます。

以上、申し上げます。私のあいさつ並びに提案理由の説明を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(吉田勇治郎君) 以上で市長のあいさつ並びに説明を終ります。

### 議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第三、報告第一号及び議案第四十八号乃至議案第五十六号を一括して議題といたします。

### 議案の内容説明

○議長(吉田勇治郎君) おはかりいたします。

ただいま議題となりました各案件は、本日はこれが内容説明のみといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって決しました。

この際、おはかりいたします。

ただいま議題となりました各案件は、朗読を省略して直ちにこれが内容説明を求めたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって決しました。

これより順次説明を求めます。

報告第一号 財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出  
について

〇企画課長(伊藤幸太郎君) 報告第一号の財団法人館山市の開発公社の経営状況説明書の提出についてを御説明を申し上げたいと思っております。

この状況の内容につきましては四十七年度の公社の事業決算書それから四十八年度の事業計画と、それから四十八年度の資金計画これを参考書類として添付してございますので、その順を追って御説明申し上げたいと思っております。

まず、四十七年度の決算書でございますが、決算に入る前に四十七年度の事業報告がここに記載されてございます。一々説明いたすわけでございますけれども、記載のとおりでございますのでごらんいただきまして、御了承いただきたいと思っております。

次に、四十七年度の公社の決算でございますが、四十七年度の公社の決算の締めくりといたしまして、今年度当期の利益金一千七百十二万三千八百八十六円これが当期末の利益剰余金でございます。

それに加えまして、前期の繰り越し剰余金が千二百万円余ございました。合計いたしまして二千九百九十二万四千九百二円これが四十七年度の今期の利益剰余金と相なつたわけでございます。この利益剰余金はここにも書いてございますとおり、処分計算書といたしまして明年度、四十八年度に繰り越ししたいと考えるわけでございます。

この決算につきましては下欄にございますとおり、監査会におきまして監査の結果、別記のとおり報告書が添付されておりますので御了承いただきたいと思っております。

次に、四十八年度の事業計画並びに資金計画でございますけれども、四十八年度の公社におきます事業計画が一覧表に出ております。ごらんいただきたいと思っておりますが、大きく分けて新規分の仕事と、それから継続分の仕事とに分けてございます。それぞれここに書いてございますとおり、市道の舗装事業とか、あるいはまた分譲地の造成事業等でございますが、これは新たに四十八年度におきまして、ここに記載のとおり規模の宅地分譲地の造成事業を行ないたいと考えておるわけでございます。

これは、今後土地の取得とかそういうものを考えるわけでございますが、今のところはっきりした地点はございませんけれども、ある目標によりましてこの程度の宅地造成を計画いたしたいと考えておるわけでございます。

以下、継続分といたしましては委託土地それから委託舗装、分譲土地の道路舗装、平砂浦の企業用地の造成の中で若干隣地の買収を一部いたしたい。同じく谷藤原の用地の中でまだ未整理の分が二、三ございますので、本年度におきましてこの分の買収を行

ないたいというようものがおもしろいのでございます。この一覽表によりましてのある程度の事業計画を考へておるわけでござい  
ます。

次に、資金計画でございます。四十八年度の資金計画は、当然  
ただいま申し上げました事業計画に基づきまして、それぞれの項  
目に予定の金額を計上したわけでございます。一々申し上げべき  
でございますけれども、特段申し上げる点もございませんので、  
添付の計画書によりまして御了承をたまわりたいと考へるわけ  
でございます。

たいへん簡単でございますけれども、四十七年度の公社の事業  
報告、決算並びに四十八年度の事業計画並びに資金計画の概要を  
申し上げたわけでございますので、よろしくお願ひ申し上げたい  
と思ひます。

議案第四十八号 昭和四十八年六月に支給する期末手当の特例  
に關する条例の制定について

○人事課長（小沢正治君） 議案第四十八号昭和四十八年度六月に  
支給する期末手当の特例に關する条例の制定についての關係で御  
説明申し上げます。

この条例は、この六月期に支給いたします期末手当の特例をお  
願ひするわけでございますが、結論的に申し上げますと、期末手  
当を支給の対象となります者に対しまして期末手当の率をそれぞれ  
百分の六十ずつ加えまして、合計百分の二百三十という支給率で  
支給したいというものでございます。

第二条が一般職員の期末手当の關係でございまして、対象期間  
が三カ月でございまして、在職期間に應じましてそれぞれ変率

されまして關係で、基本条例に基づきましてこのような規定にして  
あるわけでございますので、一〇〇%の場合百分の六十を加えま  
して、勤勉手当の百分の六十合せて百分の二百三十とするとい  
うものでございます。

第三条が常勤三役、第四条が教育長、第五条が議会の議員を対  
象とした規定でございまして、結果的にそれぞれ百分の二百三十  
を支給したいというものでございます。

簡単でございますが、説明を終ります。

議案第四十九号 館山市職員の勤務時間、休日、休暇等に關す  
る条例の一部を改正する条例の制定について

○人事課長（小沢正治君） 続きまして、議案第四十九号は先ほど  
市長の提案理由の説明にございましたように、館山市職員の勤務  
時間、休日、休暇等に關する条例の一部改正でございまして、  
去る四月十二日に法律第十号をもちまして国民の祝日に関する  
法律の一部を改正する法律が公布されまして、国民の祝日が日曜  
日に当たるときはその翌日を休日とするということになりました  
去る四月二十九日の天皇誕生日から第一号の適用を受けたいわけ  
でございますが、館山市の条例は、休日の規定が第六條にうたわれ  
ておるわけでございますけれども、ここでは「休日は、国民の祝  
日に關する法律に規定する日」という規定になっておるわけでご  
ざいます。

この關係だけでございますと、法律に規定する日なんだから、一  
応法律で休日の変化があればそれに伴って変化するという解釈で  
実はよろしいんではないかという考へ方を持っておったわけでご  
ざいます。

ところが、上部からの指導的な指示がございまして、やはり規定する休日というふうにはっきり改正する必要があるということございまして、去る二十九日には一応運用の解釈で規定する日であるから、二十九日は日曜、四月三十日は規定する日として休日取り扱いはさしつかえないというふうに考えたわけでございませうけれども、はっきりと規定する休日というたうべきだという指示に基づきまして、今回改正をお願いするわけでございしますが、そのなりますと、はっきり規定する休日という関係になりますのでそのあと十二月二十九日から三十一日までの年末の三日間と、一月の二、三日の休日の規定がからめてこのような改正をしていく必要が生じてまいったわけでございまして。

要するに、国民の祝日に関する法律で規定する休日というのがもし一月一日が日曜日に当たりますと、国民の祝日に関する法律で規定する休日ではなくなるわけでございまして。したがって従前の休日規定では一月一日が国民の休日に関する法律で規定する日だからそれを除きまして二日、三日という規定であったわけでございませうけれども、このように法律で規定する休日とはっきりうたいますと、一月一日が日曜日に当たる場合には、法律で規定する休日ではなくなるわけでございまして、改めて条例で日曜日に当たる一月一日は市の条例で規定する休日だということをはっきりしていく必要が生じてまいりますし、同時に二日が月曜日に当たる場合には、今度は国民の祝日に関する法律で規定する休日となるわけでございまして。

したがって、一月二日が月曜日に当たる場合を除くというカッコ書きが必要になってくるというわけでございまして。そのよ

うに改正をいたしましたして、条文上遺漏なきを期してまいりたいというところでございまして。

議案第五十号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○ 税務課長（越路良夫君） 議案第五十号につきまして御説明申し上げます。

国民健康保険税の条例の一部を改正しようとするものでございます。現年度の国民健康保険税の調定額につきましては、三月の議会におきまして予算説明の際説明のございましたように、二億二千三百三十五万五千円と見込まれております。

そこで、四十八年度の案分率を定めるにあたりまして、二億七千九百九十四万四千円の課税総額を基礎にしましてそれぞれの率を算出してございまして。

本年度の課税につきましては、被保険者全員が負担します均等部分の上昇はこれを極力押える。また資産の所有に対して課する配分割合につきましては、資産割の性格等を考慮しましてその減をはかる。このようなことを配慮してございまして。

その結果、改正条例の第三条これは所得割を規定しておりますが、百分の百四十一に、第四条の資産割を百分の四十二に、第五条の被保険者均等割を二千八百二十円に、第五条の二の世帯平等割を四千六百八十円に改正しようとするものでございまして。

案分率の算出方法につきましては別紙でお示ししてございまして昭和四十八年度国民健康保険税案分率算出資料、これをごらんいただきたいと思います。

保険税の課税区分中、所得割と資産割のこれを応能部分と申し

ておりますが、そこにありますように四二%と一五%としまして計五七%、それから均等割と平等割の応益部分二八%と一五%計四三%に配分割合を定め、それぞれの配分額をまず見込んでございます。

配分割合を前年度と比較いたしましたすと、応能部分で二%の増、応能部分中資産割をこれは五%の減としまして、所得割を七%の増ということでやっております。

次に、市民税の所得割を積み上げ、それから固定資産税のうち土地と家屋にかかわる分を積み上げて、なお被保険者の総数それに被保険者世帯の総数を案分の基準としまして配分額を除外の結果、所得割から平等割までそれぞれそこにお示しいたしてあるとありの率を算出したものでございます。この資料につきましてはこれで終り、改正条例のほうをごらんいただきたいと思います。

第九条第一項ここに削る規定がございますが、この項は税額を確定できない場合、仮算定によって保険税を課する際の算出方法を定めておりますが、改正規定のようにこの部分を削りまして、仮算定の算定税額は前年度の税額を納期数で除して得た額とする。その方法に一本化しようとするものでございます。

次に、第十二条の改正であります。本条は所得の低い納税義務者を対象として均等割と平等割を減額する規定を定め、減額する額につきましては現行上は率であらわしております。これを額で一人または一世帯について具体的にその軽減額を規定しまして明確化をはかろうとするものであります。軽減額の算出につきましては現行の方法と全く変更はございません。

そこに、第一号に規定がありますが、第一号に該当する場合は均等割で一人について千三百四十円、平等割で二千九十円を減額することになり、第二号に該当する場合は均等割で一人について八百九十円、平等割で千四百円これを減額することに相なります。

軽減の対象世帯につきましては一号該当今年度の場合所得十六万円以下の世帯をさし、二号該当は今年度の場合所得十六万円プラス世帯主を除いた被保険者一人十万円加算で計算した額、その額以下の世帯をさすということになります。

このうち、十万円の加算額でございますが、本年度政令の改正が行なわれまして、従前九万円であった加算額が一万円アップ十万円ということに改められましたので、本条におきましても十万円ということを増額するものでございます。

今回の条例改正は、附則の第二項にありますように、四十八年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。以上で終ります。

議案第五十一号 館山市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

衛生課主幹（大嶋重義君） 議案第五十一号について御説明申し上げます。

本案は、館山市附属機関設置条例の一部を改正しようとするものでございます。これは先ほど市長から提案理由の説明がありましたように、水道事業審議会設置に関するところでございます。

この条例改正の趣旨でございますが、地方自治法第百三十八条の四第三項の規定に基づきまして、館山市附属機関設置条例の定めるところにより本市におきましますところの水道事業の運営に關

しての重要事項を調査あるいは審議し、市長に答申しまたは建議するために水道事業審議会を設置しようとするものとございます。改正の方法といたしましては、この条例の別表の中にここに掲げてございますように、この事項を加えようとするものとございます。

審議会の内容でございますが、名称といたしまして館山市水道事業審議会担当事務といたしまして、水道事業の運営に関する重要な事項を調査、審議し、市長に答申しまたは建設することとしまして、次に、組織としましては会長、副会長、委員とする。委員の方々の構成及び定数でございますが、安房支庁長の職にある者、館山保健所長の職にある者、館山商工会議所会頭の職にある者、安房医師会長の職にある者で四人、市議会議員の方々の十人それから受益者代表者の方々の六人合計二十人でございます。任期は、市議会議員及び受益者の代表者の方々についてはそれぞれ二年といたしたいとさせていただきます。

附則でございますが、その一つは、この条例は公布の日から施行したいというものと、もう一つは非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。これは、水道事業審議会の設置に伴いまして委員の報酬等を定めなければなりませんので、日額報酬を定めてございますこの条例の別表第二号表の中に水道事業審議会の委員の項を加えたいとするものでございます。なお、委員の日額報酬は千五百円でございます。以上でございます。

議案第五十二号 館山市教育放送センター条例の一部を改正する

条例の制定について

○学校教育課長（小宮義夫君） 議案第五十二号でございますけれども、市長の提案理由の説明にございましたように、館山市教育放送センター条例第二条センターの位置につきまして、四百二十番地の一とありますが、その後分割による地番変更をいたしまして四百二十番地の四に改めたいとさせていただきます。

議案第五十三号 市道路線の認定について

○土木課長（飯田治男君） 議案第五十三号について御説明申し上げます。

次のページにございます図面で飯塚菜局から安房南高にまいります国道一二八号線の旧道についてでございますが、昭和四十六年十二月十八日に一般国道一二八号線道路区域変更に伴う市道認定の依頼が千葉県知事よりまいりました。

その際に、路線の整備並びに側溝の整備等の要望をいたしましたところ、これらの整備が完了いたしましたので、本議案のように市道の認定に付そうとするものとさせていただきます。よろしく願います。

議案第五十四号 市道路線の変更について

○土木課長（飯田治男君） 議案第五十四号市道路線の変更について御説明申し上げます。

これらの路線は、昭和四十七年度におきまして道路改良工事実施に伴いまして変更をいたすものでございます。よろしく願います。

議案第五十五号 昭和四十八年度館山市一般会計補正予算（第

一号）

○財政課長（長谷川広治君） 議案第五十五号の一般会計の補正予

算第一号について御説明を申し上げます。

今回の補正におきまして補正をいたしましたものは、歳入歳出予算それから債務負担行為の二件でございます。

歳入歳出予算につきましては第一条に記載をいたしてございますが、歳入歳出に百二十六万円をそれぞれ追加いたしました、歳入歳出合計二十九億一千六百二十二万五千円というふうないたしたい計画のものでございます。細部につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げます。

第二条に、債務負担行為の補正をいたしてございます。補正は追加分といたしまして高圧洗浄車等借り上げ料、限度額が千五百六十万、変更分といたしまして開発公社に対する損失補償額十億円を十三億円に変更をしたいというものでございますが、それぞれ細部は主管課長より詳細に御説明を申し上げます。

〇庶務課長（小倉澄男君） それでは歳出から説明いたしますが、二款総務費の中の五項統計調査費でございますが、指定統計でございます。

物資流通統計調査の調査員に対します手当がはなはだ少額でございますが、その後増額になってまいりましたので、ここに国庫支出金四千円を入れて報酬をここに補正いたしたい。

それから八目におきまして、商業実態調査、それから九目におきましてメッシュ統計調査費この二つの調査が新たに実施するよう指示がございまして、商業統計実態調査は五年に一回ずつやるわけでございしますが、九目のメッシュ統計調査というのは人口の推移、現状を把握いたしましたして、それによりまして地域開発、都市計画、環境改善、防災計画等の諸行政施策の資料とするための

調査でございますが、メッシュというのは網の目という意味でございまして、新しい学説によります統計調査でございます。

この新しい二つの指定統計が今年度さらに追加されましたので、全額国の支出金が補助内定いたしましたので、ここに商業統計調査十七万四千円、メッシュ統計調査で八万二千円をそれぞれそれに指示されてございますような節区分によりまして支出いたしたいこととございます。よろしくお願いいたします。

〇衛生課主幹（大嶋重義君） 四款衛生費について御説明申し上げます。

今回、三項水道費におきまして新たに二目水道総務費を設けて五十万円の追加補正をお願いするものでございます。

これは、去る三月市議会におきまして、水道事業特別会計予算の中に水道事業統合調査費として五十万円計上議決されたものでございます。今回これを一般会計の水道費に移しかえようとするものでございます。

この理由でございますが、今後水道統合、その他の事務を進めていくにあたりまして、審議会のことも含めて県にも相談し、また庁内におきましても関係課といろいろ協議いたしました結果、こうした事項は市の行政上の重要な課題でございますので、単に水道企業団の取り扱いにするよりも、広く行政上の立場から市長の権限に属する事務として取り扱ったほうがより適切であるとの結論に達しましたので、このような予算をお願いする次第でございます。

追加額五十万の内容でございますが、一節報酬におきまして十

五万円これは委員報酬でございますが、二十人のものを日額千五百円で年度内に五日分を見込んだものでございます。

それから、八節の報償費でございますが、ここに講師謝礼二万円計上しましたが、審議会に専門家の講師を招いて水道統合等の事項につきまして助言、指導をさせてこの仕事を進めていきたいということに計上したわけでございます。

九節の旅費、十一節の需用費、十二節の役務費におきましてはこの欄に掲げましたような内容のもので、いずれもこの調査を進めていく上の経費または審議会の運営費でございますので、よろしく願います。

○教育委員会庶務課長（汐崎政光君） 十款教育費について御説明申し上げます。

二項の小学校費の十八節備品購入費で五十万円の追加補正を計上いたしました。これは本間市長から個人の立場で北条小学校の創立百周年を記念いたしました、子供たちの図書を購入するのだといったような指示で寄付があったもので、ここに補正を計上したわけでございます。よろしく願います。

○企画課長（伊藤幸太郎君） 債務負担行為の点につきまして御説明をいたしたいと思います。これはここにもございますとおり今までは開発公社に対しまする損失補償のワクが十億円であったわけでございます。

これを、今回三億円増額していただいて十三億円にワクを広げたいというお願いでございますが、これは先ほどもちょっと申し上げましたと思いますが、四十八年度におきまして館山市の道路の舗装事業として二億三千万程度公社に委託したいというよ

うなことに相なっておりますわけでございます。

そういったしますると、公社の現在の資金繰りからまいりますと、二億三千万の全額をお受けするのがはなはだ窮屈でございますので、これをこの舗装事業に使うという目的だけにこの三億円だけを増額していただきたいというお願いであるわけでございす。その点御審議をお願いいたします。

○衛生課長（館石勸治君） 高圧洗浄車等借り上げ料千五百六十万円でございますけれども、この件につきましては当初単年度で契約していかうとこう考えたのでございますが、会社側との折衝の段階で継続的に使用することが契約条件としては最も有利であると、そういうふうなことに考えられますので、四十九年、五十年、五十一年度と、この年度の間に債務負担行為をしていただきたい。こう考えるわけでございます。以上でございます。

○財政課長（長谷川広治君） 以上で簡単でございますが、歳出の説明を終ります。

歳出合わせまして百二十六万円でございます。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。

十一款の県支出金におきまして、歳出で御説明申しました各種統計に対する委託金でございます。歳出と同額の歳入を見込んでございます。

それから、十三款の寄付金といたしまして五十万、これは市長さんが個人として御寄付をいただいたわけでございますが、これを収入を見込んでございます。

財源関係から残り五十万は一般財源ということに相なるわけでございます。今回、交通安全対策特別交付金といたしまして、予

算よりも七十万二千円ばかり内定額のほらがふえておりますので、そのうち今回五十万円を計上いたしまして、財源補正の上これを一般財源に使用する。交通安全関係の費用につきましては、一般財源が多額につき込まれておりますので、この分を財源補正をするということでございます。

それから、残額見込みの二十万二千円分は自後の財源保有として保管をいたしてございます。

以上が、歳入の説明でございますが、歳入も合わせまして百二十六万円でございます。簡単でございますが、予算の説明を終ります。よろしく願います。

議案第五十六号 昭和四十八年度館山市水道事業特別会計補正予算(第一号)

水道課長(大嶋重義君) 議案第五十六号昭和四十八年度館山市水道事業特別会計補正予算第一号について御説明申し上げます。

今回、補正する事項は三点でございます。

その第一点は、二条にお示ししてございますように、収益的収入及び支出の予定額の支出におきまして五十万円の減額でございます。この減額理由につきましては、先ほど一般会計において説明がありましたとおり、水道統合調査費のものを一般会計に組みかえるという理由に基づくものでございます。内容につきましては見積り基礎の欄で御説明申し上げます。

次に、第二点でございますが、特例的収入及び支出に関する事項についての条文の追加でございます。これは当初予算の中に第四条の二として特例的収入及び支出に関する事項を一文一条設けましてここにうたうべきだったのでございますが、落しましたの

で、今回予算第四条の二としてここに条文を加えるわけでございます。

ここに、特例的収入及び支出とございますが、この意味でございますが、簡単に申し上げますと、水道事業に四月一日から公営企業法を適用して企業会計を採用したわけでございますが、その際に、三月三十一日以前つまり簡易水道の特別会計年度中に発生した債券または債務にかかわる未収金または未払い金は、企業会計初年度の債券または債務として整理するように規定されているわけでございますが、このような未収金、未払い金を特例的収入及び支出と呼んでおるわけでございますが、そのようなわけでこれに一条をうたいまして整理していくというものでございます。

この未収金はここに示してございますように百五十八万八千円でございます。また未払い金は百六十九万七千円と相なっております。

それから、第三点でございますが、これは四条にも示してございますが、予算第七条の経費というところ、流用禁止の事項をうたった事項でございますが、交際費につきましては十萬円の議決の予算をいただいておりますが、水道統合の費用が削減するということで五万円の減額補正して交際費は五万円内というものでございます。

以上で説明を終わりますが、先ほどの第二条に御説明しましたところの五十万円の減額の内訳のものをここに旅費以下交際費まで掲げてございます説明欄のとおりでございますので御了承いただきたいと思っております。

なお、この補正予算につきましても予算の実施計画につきま

ては一三ページにお示ししてございます。五十万円の減額補正に  
対するところの実施計画の補正でございます。

それから、さらに資金計画でございますが、これもここに示し  
てございますようにごらんになっていただきたいと思います。

次に、修正予定開始貸借対照表が掲げてございますが、これに  
ついて少し御説明申し上げます。

この予定開始貸借対照表でございますが、当初作成したものと  
その後若干移動が生じたので、ここに修正予定開始貸借対照  
表を併用したものでございます。

この移動を生じました理由でございますが、三月議会に提出し  
たものは、本年の二月初め頃の見込みで一応つくったものである  
ということ、それから三月三十一日で水道の特別会計を打ち切  
り決算を行なったわけでございますが、その段階で数字が確定し  
たしましたということ、その後一部資産の算定漏れがあったと  
いうのがおもな理由でございます。

お手もとの修正予定開始貸借対照表で左側の修正前の欄に掲げ  
てございます項目やら数字は三月の当初予算に添付したものでご  
ざいます。右側の修正後の欄に掲げましたものは、打ち切り決算  
により確定予定のものでございます。当初の金額に移動のあった  
もの、または科目漏れのあったものについては備考欄にそれぞれ  
注記してございますので、それにより御了承いただきたいと思います。  
以上でございます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で各議案の説明は終ります。

休 会

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

議案審査のため明六月十二日は休会いたしたいと思います。こ  
れに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって明六月十  
二日は休会することに決しました。

延 会 午後二時二分延会

○議長（吉田勇治郎君） 本日の会議はこれにて延会いたしたいと  
思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本日はこ  
れにて延会することに決しました。

次会は、六月十三日午前十時開会といたします。その議事は通  
告による行政一般質問を行ないます。

○本日の会議に付した事件

一、会談録署名議員の指名

一、会期の決定

一、日程追加・議長不信任動議

一、報告第一号、議案第四十八号乃至議案第五十六号

一、休会

